## 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号: 1 1 1 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2012~2013

課題番号: 24720058

研究課題名(和文)楽譜制作と資料整備にひそむナショナリズム:西洋音楽史学再考

研究課題名 (英文 ) National musical monuments as historiography: Rethinking of a methodology for wester

n music history

#### 研究代表者

朝山 奈津子(Asayama, Natsuko)

弘前大学・教育学部・講師

研究者番号:30535505

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,200,000円、(間接経費) 360,000円

研究成果の概要(和文): 選曲傾向および序文の記述の分析を通じて、多くの国が、自国の音楽史における独自のジャンルや楽派を提示するよりも、18世紀以降のドイツ語圏の音楽史との関連を重視することが判った。ドイツと政治史上の関係の深い国ほどこの傾向が強くみられる。ドイツへの対抗意識が、結果的にはドイツ中心の音楽史を承認することになった。

とになった。 以上より、楽譜制作を研究基盤としたドイツの伝統的な音楽史学の方法論は、広く普及し標準化したが、同時に、ドイツが築いた価値観や歴史観と不可分であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文): Through my research on the principles for collection priorities of musical monuments, it has been found that many series have a tendency to make a connection between the collected works and composers and the famous German musicians, namely the "normal" music history. These national series characterize almost no new musical school and no particular genre. Countries which have a historical, political relationship with the German-speaking regions (Czech , Slovenia, Switzerland, etc.) have intensively this tendency. Their strong antipathy came unexpectedly to acceptance to the German-centric music history. Therefore, it was found that the methodology for the systematic music publication since the 19th century spread from the German-speaking areas and was standardized, but this methodology as the foundations for the discipline could not free from the characteristic German criterion and such historical view.

研究分野: 人文学

科研費の分科・細目: 芸術学・芸術史・芸術一般

キーワード: 西洋音楽史 音楽受容 歴史記述 20世紀

## 1.研究開始当初の背景

(1)西洋音楽史の再考 ドイツ中心主義 からの脱却

本研究の出発点は、近年すすんでいる西洋 音楽史の見直しである。

音楽史は、主に名作と大作曲家の歴史として、これまでドイツ語圏の所産に偏って書かれてきた。それは、ドイツの音楽作品が芸術的に優れているから、ではない。近代に音楽史学を確立したドイツが自国の音楽のヘゲモニーを築いたからである。いやむしろ、ドイツ文化の優越性を説得するために音楽学という学科を生み出したといっても過言ではない。

こうした予測のもとに近年は、既存の価値観がいかに戦略的に作られたものであったかを暴き、音楽史をドイツ中心主義から、より普遍的なものへと書き改める作業が進んでいる。近年の最大の成果としては、タラスキン『オクスフォード西洋音楽史』(R. Taruskin, *The Oxford history of western music*, 5 vols., 2005)が挙げられる。

#### (2)楽譜に隠された国際関係

しかし本研究では、従来の類似の研究が対象としてきた音楽史記述そのものではなく、楽譜出版に焦点を当てる。音楽史学のイデオロギーは楽譜、すなわち芸術作品それ自体によって覆い隠され、いっけん目に触れない形で演奏や作曲などの芸術創造に密かな影響力を及ぼしているとみるからである。

先行研究として、本研究の代表者はこれま で、19世紀末から戦中にかけて刊行されたド イツ語圏の楽譜叢書『ドイツ音楽記念碑 Denkmäler deutscher Tonkunst (DDT), (1892-1931) 『バイエルンの音楽記念碑 Denkmäler der Tonkunst in Bayern (DTB) (1900-1938) 『オーストリアの音楽記念碑 Denkmäler der Tonkunst in Österreich (DTÖ)』(1894-1938)。『ドイツ音楽の遺産 Das Erbe deutscher Musik (EDM) (1935-) を対象に、そのナショナリズムの顕われ方を 調べてきた。『音楽記念碑』とは、各国・各 地域の文化遺産と呼ぶにふさわしい作品を 編集委員会が選出して作る曲集である。言語 と文化を共有し、国境線を互いに度々書き換 えてきた3つの国が、どのように固有の『音 楽記念碑』を打ち立てたのか。

こうした問題意識から研究を開始し、まず論文「3 つの『デンクメーラー』にみるドイツ音楽史」(『音楽学』53/2, 2007)を通じて、最初の成果を報告した。

3 国間には明らかにナショナリズムの衝突があり、複数の国が作品の所有権を主張した場合には取り合いすら生じた。

隣国のイタリアやフランスに対して、3国はそれぞれ違う立場から自国の優位を語る。 オーストリアは帝国主義の色が濃く、ヨーロッパ文化のあらゆる元祖と最先端とを共 に帝都ヴィーンに結びつけようとする。

第1次大戦後は明らかな方針転換が見られ、 他国と関わりの少ないドイツの音楽に集中 する傾向がある。

次に、大戦の続いた時代、政治体制や国としてのまとまりを短期間で激しく変化させる中で、音楽遺産の選定はどのような影響を受けたのか。この問題を明らかにするため、DDT、DTB、DTÖを吸収してナチス党政権下で始まった EDM に目を向けた。論文「『ドイツ音楽の遺産:地方編』の成立、消滅と継承」(『沖縄県立芸術大学紀要』19、2011)では、次のようなことが明らかになった。

DDT よりも古い時代の音楽を数多く収載している。それらはドイツ語圏以外の地域から影響を受けた作品であるが、その音楽史上の意義をすべてドイツに結びつけることで、帝国主義を露わにしている。

第二次大戦中のみ設置されたかにみえる 『地方編』の編集組織は、実は戦前から存在 し、また戦後も存続している。

さらに、第二次大戦後の3シリーズについて調査を継続し、次のようなことが明らかになった。

EDM は収載理由として「ドイツ的」であることを強調しなくなる一方、DTB と DTÖ はそれぞれ「バイエルン」や「オーストリア」固有の文化的な系譜を明らかにしようとする。

戦中の傾向として1-(2)- に挙げた中世音楽への執着や、フランドル地方への対抗意識は、戦後の巻では序文において明確に修正しようとしているが、実際の収載作品は依然として中世・ルネサンス期のものが多い。

このように、ドイツ語圏内部の諸関係および歴史観の変遷が明らかになったところで、次に、ドイツが影響関係を主張するところの隣接諸国はドイツをどのように見るのか、という点に疑問を持った。

国際関係の変化に応じて、優れた音楽家および作品の「取り合い」や、互いに矛盾する音楽史観が発生したのではないか。そしてさらに、次のような問題にも思い至った。ドイツの音楽記念碑事業は他国に先駆けて始まり、方法の上でモデルを提供した。しかし、楽譜叢書は本当に、ナショナリズムを主張する方法として普遍的有効性を持ちうるのか。

そこで、これまで研究で培った手法を活かし、ドイツ以外の国々に対象を拡大して、周辺諸国の研究に着手した。

#### 2.研究の目的

本研究が調査を通じて特に明らかにした いのは、次の2点である。

ドイツの『音楽記念碑』が特別な対抗意識 を表わしている諸国の、対ドイツ意識および その歴史的な変化 ドイツの楽譜制作の方法を範にとって始められた他国の楽譜叢書における目的

こうしたことを観察するため、政府の助成を受けるなど国家的事業として行われ、書名に国名を含むシリーズを取り上げた。対象となるのは、チェコ゠スロヴァキア、スロヴェニア、ポーランド、スイス、オランダ、政府がまして、スウェーデン、である。また、政府助成を受けていないがこれらに匹敵する大規模叢書として、英国のものを調査し、その比較対象としてデンマーク、フィンランドにも目を向けた。

#### 3.研究の方法

本研究は、主として出版楽譜序文を資料と する言説研究である。

まず、シリーズに含まれるすべての巻について、収載作品の作曲家、作曲年代、関係地域、ジャンル、編成を調査し、統計を取った。これを当該巻の刊行年と照合し、各シリーズの時代ごとの選曲傾向の根拠とした。

また、すべての巻のパラテクスト(序文、校訂報告、注記、および装丁等)、特に序文から、 当該作品の収載理由、 当該作品、作曲家の音楽史上の位置づけ、 当該巻のシリーズ内での位置づけ、 使用資料の所在と性質、 当該巻に特別な校訂方針、を読み取って分析した。

ただし、収載作品の音楽的な分析は原則として行なわない。楽曲分析の際には、言説と音楽内容の一致・不一致の確認ではなく、言説が発せられた背景とその意味の考察を目的とした。

出版楽譜を参照する調査と併せて、各巻の 校訂者や制作委員会の構成員についての調 査を行った。

人物に関しては特に、音楽記念碑シリーズ以外の著作、書簡、各種の先行研究などを参照し、思想上の背景や音楽学界における立場を把握した上で、序文解題上の手がかりとした。

制作委員会に関しては、当該機関の発行した報告書やパンフレット、関係者の発表した雑誌記事等により事実関係をたどった。

#### 4.研究成果

全体として、各国独自のジャンルや様式を 新たに音楽史の中に位置づけることよりも、 ドイツを中心とした従来の音楽史と関連づ けた選曲傾向が窺えた。

以下、各国の楽譜叢書の概要を報告する。

(1)チェコ=スロヴァキア『ボヘミアの古 い音楽 Musica Antiqua Bohemica』(MAB)

1930 年代に構想され、刊行開始したが、実際には 1949 年から 79 年頃の間に大部分が出版された。このような状況は、MAB が編集主幹 Jan Racek (1905-1979)の強力な主導下で行われていたことに起因する。従って、Racekの死後は刊行が著しく滞ることとなった。た

だし、最新は 2003 年の第 1 シリーズ第 84 巻で、完結ないし刊行終了は現在も宣言されていない。

MABのパラテクストの体裁として特に目を引くのは、刊行当初、ロシア語を筆頭に、 英仏独伊のすべての言語を並列して序文が 提示される一方で、チェコ語の序文が書かれ なかったことである。改訂や再版を繰りを書います 中で、最終的にチェコ語、ドイツ語、英語に よる序文が定着した。こうしたことから、 MABが当初の構想において、国内の愛好家よりもむしろヨーロッパ全域の音楽家や研究 者を意識し、対外的に強くボヘミア音楽を印象づける目的を持っていたことが窺える。

MAB の構成において特に大きな割合を占 めるのが鍵盤音楽で、30の巻が充てられてお り、全体のほぼ3分の1に相当する。一方で、 いわゆる「マンハイム楽派」がボヘミア出身 者を中心としていたことに序文でしばしば 言及はしても、実際の巻数をあまり割いてい ない。「交響曲」と明示された巻はわずか 6 巻に留まっている。Racek は「マンハイム楽 派」とボヘミア音楽の関係については「取り 立てて証明するまでもないこと」(J. Racek, Padesát svazků edice musica antiqua bohemica, 1961)と宣言している。そこで、MABでは従 来あまり注目されてこなかったピアノ音楽 に重点がおかれた。史料集成としての MAB の最大の意義は、ベートーヴェンを中心とす るピアノ音楽とボヘミア人音楽家との様式 的連関を明らかにしたことであろう。

Racek の歴史観において、18世紀後半のヴィーン古典派および19世紀ロマン派はその黎明期から円熟期に至るまでボヘミアの音楽家たちに支えられていた。MABの序文ではしばしば、18世紀末の作曲家の様式として、著名な古典派の作曲家との共通点と同時に、チェコの民族的な要素を指摘したうえで、最終的にスメタナやドヴォジャークの様式へと結びつけられる。ただしこれらの記述が、楽曲分析や歴史資料の裏付けを踏まえていることはほとんどない。従ってMABは、新たな音楽史観を提示するというよりはむしる、既存の音楽史にボヘミアの音楽家を埋め込むに留まっている。

(2)スロヴェニア『スロヴェニア音楽芸術 の記念碑 Monumenta artis musicae sloveniae』 (MMSIvn)

「音楽記念碑」叢書としてはもっとも新しく、1983年に刊行を開始した。最新は2012年の第57巻で、ドイツ語圏や、英国と並び、きわめて活発に刊行を続けているシリーズである。スロヴェニア科学芸術アカデミー・リサーチセンターThe Research Centre of the Slovenian Academy of Sciences and Arts (ZRC SAZU) が編集主局となっている。体裁はB5版大のオフセット製本による実用版だが、明確な編集方針をもち、各巻に校訂報告が含まれている点で、資料として学術的な水準にあ

るといえる。

収載対象は 16 世紀から 19 世紀前半に設定されているが、首巻序文によれば、この叢書の原型はガルス J. Gallus 全集で、すでに 1960年代には構想されていた。したがって、叢書の中でガルスの作品全集を完結させることが最初の重要な目的とされ、現在までに 20の巻が刊行されている。叢書全体では、Gallusと関連のある音楽ジャンルや音楽家が数多く選択されており、教会多声声楽が現時点で40 巻にのぼる。

スロヴェニアは中世以来オーストリアの 支配を受け、第二次大戦後はユーゴスラヴィ アに加盟、1992年にようやく独立した。従っ て他の国と共有する「音楽遺産」をどのよう に提示するかは大きな問題となる。Gallus の 作品のいくつかはすでに DTÖ の 12 の巻で扱 われているが、MMSIvn は、DTÖ がこの作曲 家がスロヴェニア人であることにいっさい 言及しなかった、として、重複を恐れずすべ ての楽曲を体系的に出版しなおした。また、 MAB との「競合」も生じている。第52巻で は Dusik の交響曲 (vol. 52) を扱うが、この 作曲家は MAB が最も重視した音楽家のひと りである。MMSIvn の序文の論調は Racek の ような強引さをみせず、この作曲家の創作活 動や音楽様式を歴史的・分析的な観点から述 べる。しかし、「チェコの音楽家」としてす でに広く知られている Dusik を敢えて MMSIvn に取り込んだことは、この作曲家の 国籍を強く主張することに繋がる。こうした 点で、MMSIvn はきわめて明確なナショナリ ズムのメッセージを発している。

(3)ポーランド『ポーランドの音楽の古代 遺産 Antiquitates Musicae in Polonia』(AMP)

ワルシャワ大学音楽学研究所を編集部として、1963-76 年に 15 の巻を刊行。編集主幹は同大学の H. J. Feicht (1894-1967) および M. Perz(1933-)である。第 14 巻が遅れて 1976年に刊行されてのち、完結ないし中断の明確な宣言をしないまま現在に至っている。

第 1-10 巻は 17 世紀前半の手稿資料である「ペルプリン・タブラチュア Pelplin Tablature」のカタログと翻刻に宛てられている。首巻序文によればこの手稿譜は、911 曲を収め、当時のポーランドのオルガン音楽がヨーロッパ最高水準にあったことを伝える重要な資料であるが、1957 年まではまったく世に知られてこなかった。なお、第 1 巻がカタログ、第 2-8 巻が鍵盤音楽、第 9-10 巻は同資料に含まれる教会声楽を扱っている。

第 11-14 巻は 11-13 世紀の教会多声声楽、 第 15 巻は再び 17 世紀の鍵盤音楽を扱う。いずれも、手稿資料ないし古い出版物の翻刻出版である。特に第 15 巻は 1944 年にドイツ軍によって破壊された原物(ワルシャワ音楽協会旧蔵)の写真複製(米国の複数の資料館所蔵)をもとにしている。

AMP の特徴は、各手稿資料の全体を現代的

な記譜法と出版技術によって再現することにある。その目的は史料集成と史料保存であるといえる。とりわけ第二次世界大戦で多くの史料が消失・紛失したことをふまえ、出版物を制作して広範囲に多数の複製を保存出ることが、音楽デンクメーラーの重要な機能のひとつとなった(戦後のEDMにも同様の傾向が見られる)。AMPはポーランド国内の音楽実践ではなく、全世界および現在から未来への音楽研究へ向けて発信されている。それは、序文が英語でのみ書かれている点からも窺える。

一方で AMP は、叢書を通じて「ポーランド音楽」の全体像や新たな音楽史観を提示するだけの充分なコレクションとはなっていない。それ故、この事業が与えたインパクトについては、ヨーロッパ音楽史の歴史叙述よりもむしろ、ポーランドの音楽学研究にとっての意義について検討が必要である。これは今後の課題とする。

## (4)スイス『スイスの音楽記念碑 Schweizerische Musikdenkmäler』(SwMd)

E. Mohr (1902-1985)を編集主幹として、1955年に刊行を開始。1992年までに12の巻を出版している。取り上げられた音楽ジャンルは、17世紀のコンチェルトないしトリオソナタが2巻、19世紀の交響曲1巻、ルネサンス時代の歌曲集が1巻、教会声楽が5巻、オルガン音楽が3巻で、教会に関係する音楽が大半を占めている。また、手稿資料の翻刻が12巻中に5巻あり、全体としては古い教会音楽の史料集成の傾向が強い。

音楽的関心は、スイスと国境を接する南ドイツの音楽との影響関係や、宗教改革後のカトリックおよび改革派の教会音楽の特性に向けられる。その点で、戦前までにドイツの音楽学が描き出した音楽史に追従するものといえる。

## (5)ベルギー『ベルギー音楽記念碑 Monumenta musicae belgicae』(MMBel)

1932 年、編集主局をアントワープ音楽史協会 Vereeniging voor Muziekgeschiedenis te Antwerpen、編集主幹を J. Watelet (1881-1951)をとして開始、1959 年にルーヴェン大学音楽学講座の R.B. Lenaerts (1902-1992)が引継いだ。1974 年までに 11 巻を刊行した。

シリーズは2人の編集主幹の下でまったく 異なる様相を呈している。Watelet が主導し た第7巻まではすべて鍵盤音楽で、特に18 世紀の組曲が5巻を占める。対してLenaerts のもとではフランドル楽派のミサ曲の巻が3 つ作られた。また、第7巻までの序文は作曲 家の簡単な伝記情報のみで、作品の内容や歴 史的位置づけに言及しないが、第8巻以降で は、フランドル楽派と周辺の諸様式との関係 についての記述が含まれるようになる。

ただし、第8巻以降も、「ベルギー」という近代に独立した一国家のナショナリティ

を主張する傾向はまったく見られない。「フランドル楽派」は、フランス北西部からベルギー、オランダ南東部にかけての地域に該当するが、音楽家や作品の「国籍」は、この叢書ではまったく問題となっていない。

## (6)オランダ『オランダ音楽記念碑 Monumenta musica Neerlandica』(MMNI)

オランダ音楽史協会 Vereniging voor Nederlandse Muziekgeschiedenis (Amsterdam) による制作で、1959 年から 2001 年までに 17 巻全 22 冊を出版している。そのうち、16 世紀、いわゆる「フランドル楽派」の多声音楽は 6 冊に留まる一方、17 世紀のバロック時代の音楽は 11 冊にのぼる。また全体では声楽を扱う巻が 13 で過半数を占めるように見えるが、1600 年以降の音楽に関しては器楽が 7 巻にのぼる。また、教会声楽の多くは、カトリック典礼のものを扱う。

MMNL はこうした構成を通じて、フランドル/オランダ発信の音楽が主役を退いてラウは、特代に焦点を当てようとしている。オランダの17世紀について、クラヴィアョーを第3巻序文(1961)では、スウェースを外での死後、オランダの鍵盤音楽ともは、オランダの鍵盤になった。カチンの人ができる。また、カチンはいる。また、カチンにもいる。また、カチンにもいる。また、カチンにもいる。また、カチンにもいる。また、カチンにもいる。また、カチンにもいる。と述べられる。

しかしその一方で、オランダが音楽史の中でほとんど顧みられなくなる 18 世紀後半以降に関してはまったく取り上げられない。この点では、従来の音楽史に登場しないオランダ音楽の新たな側面を明らかにすることには成功していない。

なお、オランダ音楽史協会はこのほかに、『オランダ音楽典範 Exempla musica Neerlandica』と『オランダ音楽ファクシミリ集 Facsimilia musica Neerlandica』を刊行している。前者は主として、フランドル楽派の作曲家の個々の作品を演奏用の楽譜として1曲ずつ出版したものである。また後者は1979年と1984年にそれぞれ1冊ずつを刊行したのみで中断されている。

## (7)スウェーデン『スウェーデン音楽の遺産 Monumenta musicae svecicae』(MMSv)

スウェーデン音楽学会 Svenska samfundet för Musikforskning を編集主局とし、王立音楽アカデミーKungl. Musikaliska Akademien の援助を受けて 1958 年に創刊、2004 年までに 21 巻を出版している。

構成としては、比較的あたらしい時代のものを対象とする点に特徴がある。すべての作品が 17 世紀以降のもので、とりわけ 18 世紀

後半のいわゆる古典派時代が7巻、19世紀からのロマン派時代の音楽が6巻にのぼる。各国の「音楽記念碑」叢書を見渡してみても、古典派以降が取り上げられることは珍しい。それが過半数を占めるMMSvはきわめて独特である。

この時代が重視されるのは、18世紀後半がスウェーデン王国の中興の祖グスタフ III 世(1746-1792; 在位 1771-1792)の治世であったからだ。各巻序文においては、これら 18世紀の音楽はいわゆるヴィーン古典派の作曲家や様式と結びつき、さらにグスタフ III世の宮廷文化や国際性に言が及ぶ。

また 19 世紀の音楽については、ドイツを中心に発展したピアノ音楽や歌曲のジャンルが取り上げられている。これらは、ヨーロッパ中央の主流の影響を受けてスウェーデン独自の様式が形成される過程を提示するものである。

スウェーデンという国の歴史や文化と音楽様式をヨーロッパ全体のそれと関連づける点で、MMSv は音楽遺産叢書としてはっきりとしたナショナリズムが見て取れる。

## (8)フィンランド『フィンランド音楽の資料 Documenta Musicae Fennicae』

Fazer 社が1964-84年間に20冊を制作出版。ピアノ独奏曲や独唱曲などを2-3曲ずつ、演奏に扱いやすい実用版としてまとめたもの。作品や作曲家に関する学術的な序文も、また校訂報告や編集方針なども添付されていない。序文はフィンランド語のほか、スウェーデン語と英語で書かれている。

### (9)デンマーク『デンマークの音楽 Musik i Danmark』

コペンハーゲン大学音楽学研究所が主導したシリーズ。クリスチャン IV 世およびフレデリク II 世時代の音楽を扱う。体裁は実用版で8冊が刊行されている。

# (10)英国『ムジカ・ブリタニカ(ブリテンの音楽) Musica Britannica』(MB)

王立音楽協会 the Royal Musical Association が 1951 年に創刊、1976 年に運営をムジカ・ブリタニカ・トラスト Musica Britannica Trust へ移管し、2013 年までに 94 巻もの成果を上げている。MB は厳密な意味では、「音楽記念碑」叢書には当たらない。公的な財政補助は第 1 巻、すなわち創刊に際しての芸術省the Arts Council からの 500 £ のみで、以降は出版社 Stainer & Bell とトラストとが協力し、独立採算で制作を進めてきた。

MB は、書物としての体裁や、楽譜の学術的校訂のレヴェル、また出版の規模からみると、ドイツ語圏の音楽記念碑叢書と選ぶところがない。しかし、序文の記述を分析してみても、そこには、「ブリテン音楽史」として提示されるべき統一的な史観が見いだせない

大英連邦は、イングランド、スコットランド、アイルランド、ウェールズはもちろんオーストリアやカナダ、ニュージーランドなど世界中にその「領土」がある。MB はこうした諸地域の音楽文化に言及して、ブリテンの音楽による世界支配を主張することも可能である。だが実際に MB が収集するのは 16-17世紀、エリザベス I 世から王政復古までのロンドンの音楽である。

あるいは、「音楽不毛の地」と綽名される 英国の音楽が実は大陸にひけを取らぬもの であることを提示する、という命題も可能で ある。が、チェコやスイス、オランダなどが 特にドイツの音楽との影響関係に執着する のとはまったく異なり、大陸の音楽ジャンル にはあまり関心を示さない。MBで最も多い のは多声声楽と鍵盤音楽で、アンセムやマド リガーレ、ヴァージナル音楽、コンソートな ど、大陸にはない独特のジャンルである。

各巻で楽曲を選択する基準は、当該ジャンルや当該の作曲家の歴史上の意義よりもむしる、演奏効果が重視される。編集者は多くがまた古楽の演奏者でもあり、選曲段階で膨大な作品を実際に演奏して選び出した(第9巻)という例もある。序文はきわめて詳細で、学術的な研究を踏まえて執筆されているが、そこに、個々の執筆者の史観をコントロールする大きな文化史的波を透かし見ることがきわめて難しい。

こうしたことから、英国はそもそも「音楽 史」を書く必然を持たないのではないか、と 推測する。これを結論とするには、英国の精 神史について補助研究が必要である。またこ の結論は、なぜドイツ語圏やその他の国に 「音楽史」が必要不可欠であるのか、という 当初の問題意識にも答を与えることとなる ので、引き続き、探求をつづけたい。

以上の調査より、ドイツの「音楽記念碑」制作を範にとって刊行を開始した多くの国が、実際には自国の音楽史における独自のジャンルや楽派を提示するよりも、18世紀以降のドイツ語圏の音楽史との関連を重視するして作品の意味づけを行っていることが判った。ドイツと政治史上の関係の深い国ほごこの傾向が強くみられる。ドイツへの対抗意識が、結果的にはドイツ中心の音楽史を承認することになった。

このことから、楽譜制作を研究基盤としたドイツの伝統的な音楽史学の方法論は、広く普及し標準化したが、同時に、ドイツが築いた価値観や歴史観と不可分であることが明らかになった。

## 5 . 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

**〔雑誌論文〕**(計0件)

### [学会発表](計2件)

朝山 奈津子「『ムジカ・ブリタニカ Musica Britannica』にみる英国音楽史: ドイツ語圏の音楽デンクメーラー制作との比較 材料として」、桐朋学園大学音楽学部音楽学専攻合同ゼミ(2013年11月、同学)。

朝山 奈津子「音楽文化としての音楽史記述」、日本教育大学協会全国音楽部門音楽部会第38回全国大会(2013年5月、山口大学)。 発表要旨:

http://www.kyokyo-u.ac.jp/ongaku/kyoudaik you/nagasakidayori.html

[図書](計0件)

**[産業財産権]**(計0件)

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

【その他】(計0件) ホームページ等 なし

# 6.研究組織(1)研究代表者

朝山 奈津子 ( ASAYAMA, Natsuko ) 弘前大学・教育学部・講師

研究者番号: 30535505

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし